

# スポーツクラブ法

[施行 2022. 6. 16.] [法律第 18252 号、2021. 6. 15、制定]

## ◇制定理由

スポーツクラブの登録要件と指定スポーツクラブに指定されるための要件及び運用の基準を明確にし、指定スポーツクラブを通じた種目別の専門の選手育成と不人気種目の育成等に必要な費用を支援、国家が障害者のスポーツクラブ活動を奨励・支援のための必要な施策を講じる義務、国及び地方自治団体の体育指導巡回指導支援などを明示してスポーツクラブ振興のための国と地方自治団体の役割などを具体化しようとするもの。

## ◇主な内容

イ. スポーツクラブの支援と振興に必要な事項を規定することにより、国民体育振興とスポーツ福祉の向上及び地域社会体育発展に寄与しようとする（第 1 条）。

ロ. 文化体育観光部長官は、スポーツクラブ及び学校スポーツクラブや学校運動部との連携、種目別専門選手育成、不人気種目の育成などの事業推進のために指定スポーツクラブを指定できるようにする（第 9 条）。

ハ. 国と地方自治団体は、指定スポーツクラブでの優れた選手を発掘及び育成できるよう行政的・財政的に支援できるようにする（第 13 条）。

ニ. 国と地方自治団体は、選手などのスポーツクラブ設立・登録を行政的に支援できるようにする（第 14 条）。

ホ. 地方自治団体は、指定スポーツクラブについて公共体育施設の使用許可または管理委託時に優先して随意の方法で許可または随意契約できるようにし、スポーツクラブの公共体育施設使用料を減免することができるようにする（第 15 条）。

国会で議決されたスポーツクラブ法をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン (印)

2021年6月15日

国務総理 金ブギョム

国務委員、文化体育観光部長官 ファン・ヒ

法律第 18252 号

## スポーツクラブ法

[施行 2022. 6. 16.] [法律第 18252 号、2021. 6. 15、制定]

文化体育観光部 (規制改革法務官)、044-203-2255

第 1 条 (目的) この法律は、スポーツクラブの支援と振興に必要な事項を規定することにより、国民体育振興とスポーツ福祉の向上と地域社会体育の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「スポーツクラブ」とは、会員の定期的なスポーツ活動のために、第 6 条により登録をして、地域社会の体育活動振興のために運営されている法人又は団体をいう。
2. 「指定スポーツクラブ」とは、スポーツクラブのうち第 9 条により文化体育観光部長官が指定したスポーツクラブをいう。
3. 「スポーツクラブ会員」とは、スポーツクラブの施設やプログラムを使用するためにスポーツクラブに加入して、定期的に会費を納めて活動する者をいう。

第 3 条 (国及び地方自治団体の責務) ①国及び地方自治団体は、スポーツクラブの支援と振興に必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②国及び地方自治団体は、障害者のスポーツクラブ活動を奨励・支援するために必要な施策を講じなければならない。

③地方自治団体は、第 1 項及び第 2 項の施策を策定し、スポーツクラブを安定的に支援するためにスポーツクラブ振興に関する条例を制定して運営することができる。

第 4 条 (他の法律との関係) スポーツクラブの振興については、他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律で定めるところによる。

第 5 条 (スポーツクラブ振興基本計画の策定等) ①文化体育観光部長官は、スポーツクラブ振興のために、5 年ごとにスポーツクラブ振興基本計画 (以下「基本計画」という。) を樹立して施行しなければならない。

②基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. スポーツクラブ振興の基本方向に関する事項
2. スポーツクラブの施設使用等に関する事項
3. スポーツクラブ振興のための財源確保と関連機関・団体の協力等に関する事項

4.第 18 条の規定によるスポーツクラブ総合情報システムの構築に関する事項

5.その他のスポーツクラブの振興に必要な事項として、大統領令で定める事項

③地方自治団体の長は、基本計画に基づいて、当該地方自治団体の施行計画を樹立して施行しなければならない。

④文化体育観光部長官と地方自治団体の長は、基本計画及び第 3 項の規定による施行計画を樹立して施行するために、行政機関の長及び関係機関や関連団体の長に協力を要請することができる。この場合、行政機関の長及び関係機関や関連団体の長は、特別な事由がなければ、これに従わなければならない。

第 6 条（スポーツクラブの登録）①地域社会の体育活動振興のために運営される法人・団体としてスポーツクラブに登録しようとする法人又は団体は第 2 項の要件を備え、大統領令で定めるところにより特別自治市長・特別自治道知事、市長、郡首又は区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ。）に登録しなければならない。登録事項が変更された場合には、文化体育観光部令で定めるところにより、変更申告をしなければならない。

②第 1 項の規定による登録要件は、次の各号のとおりである。

- 1.スポーツクラブの運営と意思決定等に関する定款があること
- 2.スポーツクラブの年間運営計画書を保有していること
- 3.代表者とスポーツクラブ会員の代議機構があること
- 4.定期的に会費を納めて活動する会員の数を常時、大統領令で定める数以上で維持すること
- 5.その他のスポーツクラブの登録については、大統領令で定める事項

③特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡首又は区庁長は、第 1 項により法人又は団体がスポーツクラブの登録を申請した日から 14 日以内に審査して登録するかどうかを決定しなければならない。

第 7 条（スポーツクラブの登録の解除）①特別自治市長・特別自治道知事、市長、郡首又は区庁長は、スポーツクラブが虚偽不正な方法で第 6 条の規定による登録をした場合には、登録を取り消さなければならない。

②特別自治市長・特別自治道知事、市長、郡首又は区庁長は、登録されたスポーツクラブが登録要件を備えなくなった場合には、3 ヶ月以内の期間を定めて補完を命ずることができ、その期間が経過しても要件を満たさない場合は登録を取り消すことができる。

③特別自治市長・特別自治道知事、市長、郡首又は区庁長は、第 1 項又は第 2 項によりスポーツクラブの登録の取り消しをする場合には、あらかじめ、聴聞をしなければならない。

第 8 条（スポーツクラブの体育団体加入擬制）①スポーツクラブは「国民体育振興法」第 2 条第 9 号カ目による地方体育会及び同条第 11 号に基づく競技団体（以下この条において「体育団体」という。）の会員として加入したものとみなし、体育団体がそれぞれ定款で定めるところにより、体育団体の会費を納付しなければならない。

②体育団体はスポーツクラブが納付した会費と会費の使用履歴を第 18 条の規定によるスポーツクラブ総合情報システムに毎年公開しなければならない。

第 9 条（指定スポーツクラブ）①文化体育観光部長官は、次の各号の事業を推進するためにスポーツク

ラブの中から指定スポーツクラブを指定することができる。

1. スポーツクラブと「学校体育振興法」による学校スポーツクラブや学校運動部との連携
2. 種目別専門選手の育成
3. 年齢・地域及び性別の特性を反映したスポーツプログラムの運営
4. 大統領令で定める基礎種目と非人気種目の育成
5. その他大統領令で定める事項

②文化体育観光部長官は、指定スポーツクラブが第1項各号の事業を推進するために必要な費用を支援することができる。

③指定スポーツクラブの指定要件及び手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第10条（指定スポーツクラブの運営等）①指定スポーツクラブは、スポーツクラブ会員がスポーツクラブを安全で快適に利用できるように施設や器具などの安全性を確保し、指導者などを配置しなければならない。この場合、指導者の資格基準は、大統領令で定める。

②指定スポーツクラブは、文化体育観光部令で定めるところにより、スポーツクラブの会員に発生した損害を補償するために保険に加入しなければならない。

③指定スポーツクラブは、スポーツクラブ会員の安全な活動のために感染症などの発生時、「感染症の予防及び管理に関する法律」に基づく防疫措置などに積極的に協力しなければならない。

④指定スポーツクラブは、会員学生選手（「青少年保護法」第2条の規定による青少年の選手をいう）の学習権保障と身体及び精神の発達のために常時合宿訓練が根絶されるよう努力しなければならない。

⑤指定スポーツクラブは、第6条により登録された地方自治団体に住所を置かない者が会員選手として活動できるよう支援するために寮を運営することができる。この場合、必要な事項は文化体育観光部令で定める。

⑥国と地方自治団体は、第3項の規定による防疫措置、第5項の規定による寮運営等に必要な行政的支援を行うことができる。

第11条（指定スポーツクラブの指定取り消し）①文化体育観光部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合、指定スポーツクラブの指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には、指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽その他の不正な方法で指定スポーツクラブの指定を受けた場合

2. 指定スポーツクラブとして指定を受けた日から正当な理由なく次の各目の事業を推進していない場合

カ. 「学校体育振興法」による学校スポーツクラブや学校運動部との連携

ナ. 種目別の専門選手の育成

タ. 年齢・地域及び階層及び性別の特性を反映したスポーツプログラムの運営

ラ. 基礎種目及び非人気種目の育成

3. 指定スポーツクラブが第10条第2項の規定による保険加入をしていない場合

4. 第9条第3項の規定による指定スポーツクラブの指定要件を備えられなくなった場合

5. 指定スポーツクラブの経営悪化など、大統領令で定める事由で通常の事業の推進が困難であると認められる場合

②文化体育観光部長官は、第 1 項の規定による指定スポーツクラブの指定取り消しをする場合には、あらかじめ、聴聞をしなければならない。

第 12 条（体育指導者の巡回指導支援）①国及び地方自治団体は、スポーツクラブの要請がある場合、「国民体育振興法」第 2 条第 9 号カ目による地方体育会に所属した体育指導者を派遣して巡回指導をサポートすることができる。

②第 1 項の規定による巡回指導の方法及び支援等に関する事項は、大統領令で定める。

第 13 条（選手育成支援等）①国と地方自治団体は、地域スポーツの発展のために指定スポーツクラブでの優れた選手を発掘及び育成できるよう行政・財政的支援を行うことができる。

②第 1 項の規定による優れた選手の発掘及び育成などの支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第 14 条（選手などのスポーツクラブ設立支援）①国及び地方自治団体は、地域社会のスポーツクラブ振興のために、「国民体育振興法」第 2 条第 4 号の規定による選手や選手だった者が特技を活用してスポーツクラブを設立・登録しようとする場合、行政的支援を行うことができる。

②第 1 項の規定によるスポーツクラブ設立・登録のサポートに必要な事項は、大統領令で定める。

第 15 条（公有財産の優先随意契約と使用料の減免等）①地方自治団体は、公益目的のために必要と認める場合、「公有財産及び物品管理法」に基づいて指定スポーツクラブに公有財産のうち体育施設の使用を許可または、その管理を委託することができる。

②地方自治団体は、第 1 項により指定スポーツクラブに公有財産の体育施設の使用を許可または、その管理を委託する場合、「公有財産及び物品管理法」第 20 条及び第 27 条にかかわらず、その体育施設について優先して随意の方法で許可または随意契約することができる。

③地方自治団体は、スポーツクラブが「体育施設の設置・利用に関する法律」第 5 条の規定による専門体育施設及び同法第 6 条の規定による生活体育施設を使用する場合、「共有財産及び物品管理法」やその他の異なる法律の規定にもかかわらず、大統領令で定めるところにより、その使用料の全部又は一部を減免することができる。

第 16 条（学校の体育施設開放支援など）①「初・中等教育法」と「高等教育法」による学校の長は学校教育に支障のない範囲で、該当する学校の体育施設をスポーツクラブに開放することができる。

②第 1 項により、学校の体育施設を開放した場合、国及び地方自治団体は、学校体育施設の補修や維持などに必要な費用を支援することができる。

第 17 条（実態調査）①文化体育観光部長官は、スポーツクラブを体系的に振興して基本計画などを効率的に樹立・推進するためにスポーツクラブの活動の現状と実態（スポーツクラブ会員の人権及び安全保護に関する事項を含む）等を調査することができる。

②文化体育観光部長官は、第 1 項の規定による実態調査のためにスポーツクラブや関連機関・団体に資料等の提供を要請することができる。この場合、要請を受けたスポーツクラブや関連機関・団体は、特別

な事情がない限り、その要請に従わなければならない。

③その他実態調査の範囲と方法等に必要な事項は、文化体育観光部令で定める。

第 18 条（スポーツクラブ総合情報システムの構築・運営）①文化体育観光部長官は、スポーツクラブに関する情報を総合的に管理し、スポーツクラブ会員の活動を体系的に支援するためにスポーツクラブ総合情報システムを構築・運営しなければならない。

②文化体育観光部長官は、スポーツクラブ総合情報システムを構築・運営するために必要な資料の提供を行政機関及び関係機関や関連団体に要請することができる。この場合、要請を受けた行政機関及び関係機関や関連団体は、特別な事由がなければ、その要求に従わなければならない。

③スポーツクラブ総合情報システムを介して公開されるスポーツクラブとスポーツクラブの会員に関する情報の範囲、内容などの具体的な事項は大統領令で定める。

第 19 条（類似名称の使用禁止）この法律による指定スポーツクラブでない者は指定スポーツクラブまたはこれと似た名称を使用できない。

第 20 条（報告・検査等）①文化体育観光部長官や地方自治団体の長は、この法律の施行のために必要な場合、この法律の適用を受けるスポーツクラブと指定スポーツクラブにその業務に関する報告を命じ、又は所属公務員にその事業所及び事業場等に立ち入り、帳簿及び書類、その他の物件を検査させることができる。

②第 1 項により検査をする公務員は、その権限を表示する証票を所持し、これを関係人に示さなければならない。

第 21 条（褒賞）①文化体育観光部長官は、スポーツクラブ振興に寄与した功労が大きい個人・団体や企業などを選定して褒賞することができる。

②その他、第 1 項の規定による褒賞に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 22 条（権限の委任及び委託）①文化体育観光部長官は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより、地方自治団体の長に委任することができる。

②文化体育観光部長官又は地方自治団体の長は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより、「国民体育振興法」第 2 条の規定による体育団体等に委託することができる。

第 23 条（過怠料）①正当な事由なく第 19 条に違反して類似名称を使用した者には、100 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

②第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官又は地方自治団体の長が賦課・徴収する。

附則 <法律第 18252 号、2021. 6. 15>

この法律は、公布後 1 年が経過した日から施行する。